

蒙古襲来前後の朝廷の様子や、持明院・大覚寺両統迭立など、重要な事件を目撃した実務官人の克明な記録を自筆本により翻刻

勘仲記 第5 (全8巻予定)

史料纂集古記録編 第189回配本

高橋秀樹・櫻井彦・遠藤珠紀 校訂

自筆本を底本とする最善の本文を提供！
断簡や逸文、日記本文が現存しない部分の日記目録も収録。
底本の体裁をつとめて尊重した翻刻！

2017年4月30日刊行 ISBN978-4-8406-5189-9 C3321 ¥13000E

A5判・上製・函入・314頁 定価(本体13,000円+税)

【収録年】弘安9年(1286)10月～正応元年(1288)12月(暦記)

【第5の見どころ】

- 「両統迭立」のはじまり (弘安10年〔1287〕10月12日～21日条)
弘安10年10月、幕府の意向により、後宇多天皇から伏見天皇への譲位がなされる。これによって院政の主も後宇多の父亀山上皇から伏見の父後深草上皇に変わる、いわゆる「両統迭立」のはじまりである。新たに天皇となる春宮の御所が、「御所中上下騒動、人々群参如雲霞」と、慌ただしくなる一方で、「治天」の地位から下ろされた亀山上皇の御所は数人の近臣がいるだけで、「有冷然之氣」と記されている。
- 藤原(鷹司)兼平、関白を辞す (弘安10年〔1287〕8月9日～11日条)
弘安10年、長らく関白を務めた藤原(鷹司)兼平もその職を終える。兼平は、建長6年(1254)に関白となって以来、途中辞任するものの、32年間、摂政・関白の座に在った。本日記には、辞任1年前より兼平に関白辞任の意志があったこと、辞職したのちも出仕を止められなかったことなどが記され、記主の兼仲は「前長者(藤原兼平)建長度十個年、今度十三个年、前後廿三个年御執政、頗近例稀歟、定無御餘執歟」と評している。
- 鎌倉幕府の将軍源惟康の動向 (弘安10年〔1287〕6月3日～5日条、同年10月3日条ほか)
鎌倉幕府の将軍源惟康の中納言・大納言への昇進や親王宣下をめぐる公武交渉の記事などもみえる。



八木書店

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-8

Tel:03-3291-2961 / fax:03-3291-6300 pub@books-yagi.co.jp https://catalogue.books-yagi.co.jp/

【勘仲記 第五の本文見本組】

(原本を80%縮小)

勘仲記 第五の本文見本組

御参本官、差小舎人、伊勢幣發遣之後、苦申之由仰之畢、仰今日殿下御参内之後、被申
出月讀官可被非御御之由、先日有御沙汰、參能可申驚懸之由有御、即馳參奏聞之、不
及動符、被、御御之間、持參内裏進人之、自内裏又御沙汰、被成進之、内、外宮也、内、
外宮、若讀官等可付簡之由有御、予書釋付之、各被納表等、此種可被」

宣命之由、俄被仰内記了、予其由仰内記頭、令書入之、召發上代官御官使、儘可送
進之由仰之、給御沙汰、了、神馬、定被非之、内、自院御登被進之、令渡龍御、
勝具等事、御沙汰、馬部、請取之、引參本官、於本官察主使請取之送渡、路次經
等事、被使等之沙汰也、今度建懸之間不被罷歸家雜事、左右馬寮沙汰無先例之由、寮家
申之、仍依被仰令發主使了、伊勢幣發遣之主、小舎人婦參申其由、少時被召御裝束、予
奉仕之、有出御南殿、頭大夫、頭弁幣農料紙候本官之間送發、候御、被入人候、
兼源草鞋、笠御衣將中將後酒師候、御拜御座如今年發奉幣之時、予獻儀、入候、

第... 次給録、於小舎人給之、諸大夫自堂上給之、亦生起則、是、近衛各、正給之、次
... 傳上、職、二人、若武、元等、於中門外切妻、卯云、難色長、候へ之由仰之、此兩
... 兼平御之間仰、由、更參進、由、書候之由、同出告之、次、先、次、藏人方、
... 次、政、不、結申、三、方、人、御、予、可、加、下、長、職、
... 合、今、夕、宿、中、書、簡、懸、之、由、仰、政、簡、修、理、去、比、遣、細、工、所、無、之、之、由、申、然、者、到
... 來、之、時、申、之、由、有、御、兵、仗、御、辭、退、之、後、初、度、復、出、百、次、事、有、御、尋、有、弘、朝、臣、明、日、御、後、日、明
... 後、日、減、日、十四、日、若、事、宣、日、十六、日、最、上、吉、之、由、申、之、今、夕、奉、行、職、事、時、方、所、司、行、候、
... 公、宅、摩、如、日、來、の、海、上、有、掌、燈、中、明、燈、司、掌、燈、此、氣、無、殊、事、深、更、退、出、
... 候、御、表、日、時、
... 弘安九年閏十二月十一日 唯天文博士安富朝臣有弘
... 美作國司解 申進 御封書米一
... 合符解、

【史料纂集本 勘仲記の特長】

- 藤原兼仲の自筆本を底本とする最善の本文を提供。
- 墨継ぎや文字の間隔、追筆・挿入・抹消に見える記主兼仲の筆録意識を読み取るなど、最新の研究成果を反映。
- 史料大成本にはない暦記や断簡・逸文など、初翻刻も多数収録。その他の記事にも大幅な修正を施した。

第1 文永11年(1274)正月～建治3年(1277)3月
A5判・上製・函入・306頁 定価(本体13,000円+税)



- **逆風、賊船を吹き帰す** (文永11年〔1274〕11月6日条)
対馬襲撃の第一報から断続的に蒙古襲来の情報がもたらされた。強風により蒙古の船は壊滅的な打撃を受けたとの伝聞が記されている。
- **大殿、摂政の詔を蒙る** (建治元年〔1275〕10月21日条)
藤原兼平の二度目の摂政就任は、鎌倉幕府の意向が強く働いたものであった。兼仲はこれを「東風吹き来たる」と表現している。
- **江口の遊女郎詠す** (建治元年〔1275〕11月12日条)
五節の舞姫の下仕には江口・神崎の美しい遊女四人が選ばれ、そのひとり金寿は殿上人たちを前に徳是・令月句の朗詠を披露した。
- **南都七大寺閉門す** (建治2年〔1276〕9月24日条)
興福寺の内部対立に端を発した悪党の処罰問題は、奈良の寺社や撰関家・朝廷・幕府を巻き込んだ騒動に発展した。

第2 弘安元年(1278)5月～弘安5年(1282)9月
A5判・上製・函入・352頁 定価(本体13,000円+税)



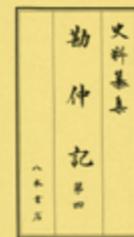
- **再び、蒙古襲来す** (弘安4年〔1281〕6月1日条ほか)
弘安4年(1281)6月、大宰府から蒙古襲来の報が届いた。いわゆる弘安の役である。長門・対馬をも襲った異国船は、大風波のために沈没し、数千の兵が残された。
- **興福寺衆徒、春日神木を捧げて入洛す** (弘安4年〔1281〕10月19日条ほか)
京都南郊では神人・悪党の活動が活発化し、多武峯焼き討ちなど権門間の争いも激化した。興福寺と石清水八幡宮の相論が神木入洛に発展すると、朝廷・幕府は協力して解決の道を探った。
- **宝蔵の重宝を覽ず** (弘安元年〔1278〕10月24日、弘安4年〔1281〕7月15日・9月14日条)
鳥羽や宇治には古今東西の宝物を取める蔵があった。そこに赴いた上皇や氏長者は、『漢書』や宝珠を取り出し、平安時代の絵師巨勢公望・広貴の絵画を鑑賞した。
- **御所辺、昔より此の如き物御受用なし** (弘安2年〔1279〕2月1日条)
鎌倉幕府の実力者安達泰盛が、荘園の請所化を求めて、摂政のもとに金品を贈ってきた。しかし、撰関家では昔からこのような物を受け取っていないと、過分な太刀・砂金は突き返された。

第3 弘安5年(1282)10月～弘安7年(1284)3月
A5判・上製・函入・288頁 定価(本体13,000円+税)



- **興福寺・春日社関係の記事** (弘安5年〔1282〕12月21日条)
興福寺衆徒の強訴で運び込まれ、法成寺に置かれたままになっていた春日社の神木がようやく帰った。延引されていた年中行事も行われるようになったが、興福寺と多武峯との争いの方は収まらず、兼仲はとぼちちりを受けて放氏されてしまう。
- **文庫と家の文書の管理** (弘安6年〔1283〕6月19日・21日条)
兄が亡くなり、家を継いだ兼仲に対して、3年後、家の文書管理を認める院宣と関白家御教書が出された。兼仲は早速吉田亭に付属する文庫に赴いて蔵を開け、虫払いをした。文書が「家」そのものであり、安堵の対象でもあった。
- **鎌倉円覚寺の額** (弘安6年〔1283〕10月22日条)
鎌倉幕府の執権北条時宗から円覚寺に後宇多天皇筆の勅額が欲しいという申し入れがあった。しかし数ヶ月後、鎌倉からは時宗の危篤と出家、さらに死去の報がもたらされ、その穢れによって京都では神事が停止された。
- **真言律宗の僧、叡尊の説戒** (弘安7年〔1284〕3月18日)
関白の兼平は、しばしば叡尊を招いて談義を聞き、説戒を受けた。後宇多天皇も受戒しているし、兼仲は叡尊の草庵にも赴いている。こうした信仰を背景に、叡尊は宇治川の網代の破却を求めたり、神社の人事に関与したり、朝廷への働きかけを行った。

第4 弘安4年(1284)4月～弘安9年(1286)9月
A5判・上製・函入・288頁 定価(本体13,000円+税)



- **執権北条時宗の死去** (弘安7年〔1284〕4月8日条)
4日に死去したとの情報が届き、「天下の重事」として特筆。翌日以後、「関東の穢」により方違行幸を停止し、殺生を禁断した。さらに源頼朝以下、將軍・執権等が死去した際の先例を列举し、「関東穢」に対応している。
- **興福寺と多武峯の争いの激化** (弘安7年〔1284〕9月7日・16日～10月10日条)
興福寺の衆徒が大和国手掻郷(奈良市東大寺転害門付近)を焼き払う。その犯人逮捕を命じる文書を発給した兼仲は、興福寺から放氏されてしまうが、亀山上皇や関白藤原(鷹司)兼平の働きかけで、何とか継氏された。
- **石清水八幡宮、鴨社を訴える** (弘安7年〔1284〕8月12日～14日条)
石清水八幡宮の神人が兼仲亭へやってきて、鴨社の神人を訴えた。この時は、亀山上皇が鴨社神人の解職を命じている。

◆ **勸仲記とは**

藤原(広橋)兼仲(1244～1308)の日記。日記名は勘解由小路中納言兼仲の称に由来する。別名『兼仲卿記』。国立歴史民俗博物館に自筆本87巻が所蔵されているほか、若干の断簡や逸文が伝わっている。日野流の広橋家は文筆の家として朝廷に仕え、兼仲の父経光の『民経記』など、代々日記を残した。

本記は將軍惟康親王の京都送還と久明親王の將軍宣下・関東下向など鎌倉幕府と朝廷との関係、持明院・大覚寺両統迭立、鎌倉後期の公家訴訟制度の実態と整備、撰関家の家政、畿内寺社や在地の動向、詩文・神楽、仏教説話的な言説等々、政治・経済・宗教・文化・芸能、さらに宮廷儀式と多方面にわたる13世紀後半の一級史料である。

とりわけ二度の蒙古襲来とその前後の京都の状況を知る重要な記事を多く含み、朝廷・寺社がこの事態にいかに対処したかを看取できる。

◆ **藤原兼仲**

父は経光、母は藤原親実の女。正嘉2年(1257)14歳で叙爵し、治部少輔や撰関家の政所別当などを勤めた。兄兼頼が弘安3年(1280)死去した後、家を継いで41歳で蔵人となり、弁官や亀山上皇の院司にもなった。正応5年(1292)に蔵人頭から参議となって公卿に列し、永仁元年(1293)には権中納言となったが、翌年、これを辞し、延慶元年(1308)65歳で死去した。